

瑞穂市教育委員会教育長交際費の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公正で透明な市教育行政の推進に資するため、教育長交際費の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定め、教育行政運営の一層の透明性を図り、市民の市教育行政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公表する内容)

第2条 教育長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 支出の日 教育長交際費を支出した日

(2) 支出区分 教育長交際費支出基準に基づく区分

(3) 支出金額 支出した教育長交際費の額

(4) 支出内容 支出した教育長交際費の内容、支出先名(支出先の個人名は公表について同意を得られたもののみとする。)

2 前項の規定に関わらず、病気等に対する見舞金の支出先の個人名の情報は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条に規定する支出区分は、瑞穂市教育委員会教育長交際費支出基準に関する要綱第3条によるものとする。

(公表の時期)

第4条 教育長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 教育長交際費は、その内容を教育長交際費執行状況(様式第1号)及び教育長交際費累計執行状況(様式第2号)により、市ホームページに掲載するものとする。また閲覧の申出があった場合は、教育委員会事務局教育総務課において閲覧に供するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年8月1日以降に支出のあったものについて適用する。

様式第1号（第5条関係）

教育長交際費執行状況（ 年 月分）

| 支出の日 | 支出区分 | 支出内容 | 支出金額 | |
|------|------|------|-------|-----|
| | | | 金額（円） | 物品等 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

様式第2号（第5条関係）

教育長交際費累計執行状況（ 年度分（ 年 月末日現在））

| 支出区分 | 支出金額（円） | 件 数 |
|------|---------|-----|
| 会 費 | | |
| 祝 儀 | | |
| 弔 慰 | | |
| 見舞金 | | |
| 激励金 | | |
| その他 | | |
| 合 計 | | |